

まん延防止等重点措置の適用に伴うよくある問い合わせ

(目次)

まん延防止等重点措置について

- 1 要請の対象市町村はどこか。
- 2 対象区域を県内全域としたのはなぜか。
- 3 要請期間はいつまでか。※R4.2.18変更
- 4 期間を約3週間としているのはなぜか。
- 5 延長したのはなぜか。※R4.2.18追加

時短の要請・酒類の提供について

- 6 時短と酒類提供に関する協力金の考え方はどうなっているか。
- 7 営業時間短縮は何に基づくものか。
- 8 非認証店に対する酒類提供の終日自粛は、午後8時を越えて営業していた店舗にのみ要請するものか。
- 9 認証店で21時までの時短を選択した場合、酒類の提供は20時までとされているが、20時までにラストオーダーをすればよいか。
- 10 21時までの時短を選択した場合、21時以降客を入れなければ、21時までに入店している客が21時以降残っていてもよいか。
- 11 ホテル等の宿泊施設も時短要請の対象となるのか。
- 12 飲食店や喫茶店の営業許可であれば、露天については全て時短の対象か。
- 13 飲食スペースを有するキッチンカーは全て時短の対象か。
- 14 カラオケ設備は提供できるのか。
- 15 飲食店等について、営業時間の短縮、酒類の提供自粛、人数制限に関する要請に応じなかった場合、命令や罰則の対象となるのか。
- 16 飲食店以外の施設は、酒類の提供・持込は可能か。
- 17 酒類を提供していない飲食店等も時短要請の対象になるのか。
- 18 酒類の提供は、利用者による店内への酒類の持込みも含まれるか。
- 19 飲食の提供を行う飲食店が、午後8時または午後9時以降はテイクアウト（または宅配）のみで営業を行ってもよいのか。
- 20 フードコートの店舗は要請の対象か。
- 21 飲食を提供している温泉施設であるが、対象となるのか。
- 22 要請の対象に結婚式や葬儀場は含むのか
- 23 見回りとは何を行うのか。
- 24 書類が届かない。
- 25 チラシの掲示は必要か。

人数制限（同一グループ同一テーブル4名まで）

- 26 同一グループ同一テーブルでの使用は4名までとしているのはなぜか。
- 27 認証店では、同一グループ同一テーブルへの案内を5人以上としてよいか。
- 28 子ども連れの利用者や、介助が必要な利用者がある場合、子どもや介助者は人数カウントに含まれるか。
- 29 「対象者全員検査」制度とはどのような制度か。
- 30 「対象者全員検査」制度が活用できる店であるかどのように見分けるのか。
- 31 5人以上のグループで来店した場合、どのように案内すればよいか。
- 32 感染対策を十分行っている店舗において、4人以上座っても2m（最低1m）以上の間隔がとれるような大きさのテーブルでも、1テーブル4人となるのか。

		Q.質問	A.回答
1	まん防	要請の対象市町村はどこか。	和歌山県内全市町村（全域）です。
2	まん防	対象区域を県内全域としたのはなぜか。	オミクロン株は感染力が強く、県内全域で感染が拡大するリスクがあります。そのため、効果的に措置を実施する必要があり、県内全域を対象区域としています。
3	まん防	要請の期間は。※R4.2.18変更	令和4年2月5日（土）から同年3月6日（日）までです。 ※2/5（土）午前0時～3/6（日）午後11時59分
4	まん防	期間を約3週間としているのはなぜか。	重点措置の期間については、政府対策本部会議において決定されたものですが、感染防止対策を実施し、その効果を検証していくには一定の期間が必要であることなどを踏まえて、概ね3週間とされているところです。

5	まん防	延長したのはなぜか。※R4.2.18追加	現在の感染状況やそれに伴う医療ひっ迫の状況などを鑑み、延長の要請を行うことを決定いたしました。
6	時短	時短と酒類提供に関する協力金の考え方はどうなっているか。	飲食店等に対する時短と酒類提供に関する要請は、 ① 全店舗（認証店及び非認証店）に対する時短の要請 ② 非認証店に対する終日酒類提供の自粛の要請 の2つに大別されます。 その上で、協力金については、時短に対してのみかかるものであり、酒類自粛にはかかりません。具体的には、 ・通常の営業時間が20時までの非認証店＝酒類提供自粛・協力金なし ・通常の営業時間が20時までの認証店＝酒類提供可・協力金なし ・通常の営業時間が22時までの非認証店＝酒類提供自粛・協力金あり（20時まで時短） ・通常の営業時間が22時までの認証店＝（21時まで時短）酒類提供可・協力金あり（20時まで時短）酒類提供自粛・協力金あり などとなります。
7	時短	営業時間短縮は何に基づくものか。	新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項に基づく要請です。
8	時短	非認証店に対する酒類提供の終日自粛は、午後8時を越えて営業していた店舗にのみ要請するものか。	非認証店に対する酒類の終日提供の自粛要請は、全ての非認証飲食店に要請するものです。
9	時短	認証店で21時までの時短を選択した場合、酒類の提供は20時までとされているが、20時までにラストオーダーをすればよいか。	酒類の提供については、20時までに利用者に提供（テーブルに配膳）してください。
10	時短	21時までの時短を選択した場合、21時以降客を入れなければ、21時までに入店している客が21時以降残っていてもよいか。	21時までに営業を終了し、すべての利用者が退店していただくようお願いします。
11	時短	ホテル等の宿泊施設も時短要請の対象となるのか。	食品衛生法の飲食店営業許可を受け、飲食の提供を行っていただければ時短要請の対象となりますが、宿泊客のみを対象に、宿泊の一環として提供される場合は対象外となります。
12	時短	飲食店や喫茶店の営業許可であれば、露天については全て時短の対象か。	露店に係る飲食店許可の店舗については、営業所の所在地が「県内一円」など地域名、市町村名であるものは営業時間の短縮要請の対象外です。
13	時短	飲食スペースを有するキッチンカーは全て時短の対象か。	飲食店許可のうち、営業の条件等が移動販売車や自動車営業となっており、かつ営業所所在地や許可条件に「県内一円」など地域や地域名、市町村名があるものは、営業時間の短縮要請の対象外です。
14	時短	カラオケ設備は提供できるのか。	特措法に基づくカラオケ設備の提供自粛要請はありません。 カラオケ設備を提供する際には、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するようお願いします。
15	時短	飲食店等について、営業時間の短縮、酒類の提供自粛、人数制限に関する要請に応じなかった場合、命令や罰則の対象となるのか。	今回の要請は、特措法第31条の6第1項に基づく要請であり、正当な理由なく営業時間の短縮、酒類の提供自粛に関する要請に応じただけでない場合は、命令や20万円以下の過料が科される可能性があります。 人数制限に関する要請に応じただけでない場合は、命令、罰則の対象になることはありませんが、要請の趣旨を踏まえ、ご協力をお願いします。
16	時短	飲食店以外の施設は、酒類の提供・持込は可能か。	特措法に基づく酒類提供・持込の自粛要請はありませんが、大人数や長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図っていただくようお願いします。
17	時短	酒類を提供していない飲食店等も時短要請の対象になるのか。	認証店は午後9時、非認証店は午後8時を越えて営業している店舗は、酒類の提供の有無に関わらず、要請の対象となります。
18	時短	酒類の提供は、利用者による店内への酒類の持込みも含まれるか。	含まれます。
19	時短	飲食の提供を行う飲食店が、午後8時または午後9時以降はテイクアウト（または宅配）のみで営業を行ってもよいか。	施設内で飲食を提供しないテイクアウト（または宅配）のみであれば、選択した区分に応じ、午後8時または午後9時以降も営業していただいて構いません。
20	時短	フードコートの店舗は要請の対象か。	対象となります。
21	時短	飲食を提供している温泉施設であるが、対象となるのか。	食品衛生法の許可を受けた施設である場合は、対象となります。なお、飲食の提供を行うスペースが施設の中で明確にされている場合は、そのスペースのみを対象とします。 ※温泉施設において、温浴エリアの営業は可 ※旅館等において、宿泊そのものの営業は可
22	時短	要請の対象に結婚式や葬儀場は含むのか。	結婚式や葬儀場は対象となります。
23	時短	見回りとは何を行うのか。	時短の要請に応じているか、感染症対策が行われているかの確認を行います。見回りの職員から調査があった場合は、ご協力をお願いします。

24	時短	書類が届かない。	飲食店許可を取得した際に申請した住所に送付しています。許可書の確認をお願いします。
25	時短	チラシの掲示は必要か。	時短の要請に応じているか確認を行う必要がありますので、必ず必要事項を記載した上で掲示して下さい。なお、チラシと同様の内容が記載したものであれば問題ありません。
26	人数	同一グループ同一テーブルでの使用は4人までとしているのはなぜか。	4人の設定については、国の基本的対処方針において「〔重点措置区域の〕都道府県は、措置区域において、特措法第24条第9項に基づき、飲食店等及び飲食店等の利用者に対し、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請する」ものとされており、感染リスクを低減し、感染拡大防止を図るため、お願いしています。 ※特措法第24条第9項
27	人数	認証店では、同一グループ同一テーブルへの案内を5人以上としてよいのか。	認証店のうち「対象者全員検査」制度の活用について、県へ登録した店舗において、全員の陰性の検査結果を確認した場合には、同一グループ同一テーブルへの5人以上の案内を可とします。
28	人数	子ども連れの利用者や、介助が必要な利用者がある場合、子どもや介助者は人数カウントに含まれるか。	子どもや介助者についても、人数カウントに含まれます。ただし、同一のテーブルに案内しなければならないやむを得ない理由がある場合には、未成年の子どもや、介助者は、人数カウントに含まれません。
29	人数	「対象者全員検査」制度とはどのような制度か。	「対象者全員検査」制度とは、緊急事態措置やまん延防止等重点措置等により和歌山県が人数制限等を要請した場合に、対象者の陰性の検査結果を確認することにより、感染リスクを低減させ、飲食店等における人数制限を緩和することができる制度です。
30	人数	「対象者全員検査」制度が活用できる店であるかどのように見分けるのか。	人数制限の緩和を受けるには、県の認証（青ステッカー）を得た事業者のうち、別途「対象者全員検査」実施店認証（赤ステッカー）が必要です。実施店認証を受けた飲食店等については、県ホームページで公表しており、店舗に下記の認証ステッカーを掲示しています。   【参考】 県認証
31	人数	5人以上のグループで来店した場合、どのように案内すればよいのか。	例えば、8人グループの場合は、以下のいずれかの対応をお願いします。 【非認証・県認証のみの飲食店等】 ・4人以内になるように、複数のテーブルへ案内する。 【実施店認証済みの飲食店等】 ・5人以上のグループ全員を一つのテーブルに案内することが可。 全員の検査の陰性結果を確認することが必要です。 ※5人以上のテーブルと4人以内のテーブル（6人テーブルと2人テーブルなど）へ案内する場合は、5人以上のテーブルについては、そのテーブル全員の陰性結果を確認することが必要です。 ※4人以下のテーブルの場合は、陰性結果の確認は不要です。
32	人数	感染対策を十分行っている店舗において、4人以上座っても2m（最低1m）以上の間隔がとれるような大きさのテーブルでも、1テーブル4人となるのか。	原則は同一テーブル4人以内ですが、質問のような場合で、人と人との距離が2m（最低1m）以上確保できれば、1テーブル4人以上も可とします。